

敦賀市

いのちとこころ支援計画

令和3年度～令和7年度
(2021年度～2025年度)



令和3年3月

敦賀市

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国的に自殺者数は減少してきておりましたが、コロナ禍の影響により、自殺リスクが高まり得る状況となっています。



本市における人口10万人当たりの自殺者数は、平成27年から令和元年までの全国平均及び福井県平均の数値を下回っていますが、5年間で49人の方が自ら尊い命を絶っているという現実があります。

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり「誰にでも起こりうる危機」と言われています。また、自殺の背景には、健康問題だけでなく生活困窮や過労、育児や介護の疲れなど様々な社会的要因があることも明らかになっています。

自殺対策は、こうした「生きることの阻害要因」を減らし、信頼できる人間関係や自己肯定感などの「生きることの促進要因」を増やし「生きる支援」としていくことが重要です。

こうしたことから、市民一人ひとりの「いのち」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指し、いのちとこころの支援に関連する事業を最大限に生かした自殺対策を推進するため、「敦賀市いのちとこころ支援計画」を策定いたしました。

今後は、この新たな計画に基づき、関係機関と連携して、誰一人として自殺に追い込まれることのない地域の実現をめざして、自殺対策を推進してまいります。

令和3（2021）年3月

敦賀市長 渕上 隆信

<目次>

第1章 計画策定の概要1
1 計画策定の背景と目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の数値目標	
第2章 敦賀市における自殺の現状と課題3
1 自殺死亡率と自殺者数の年次推移	
2 自殺の現状	
3 自殺の特徴（地域自殺実態プロフィール）	
第3章 いのちとこころを支える取り組み 9
1 対策を考える上での課題	
2 基本施策と重点施策	
3 敦賀市いのちとこころ支援関連施策一覧	
第4章 計画の推進体制27
1 計画の推進体制	
2 計画の進捗管理	
資料28
1 敦賀市いのちとこころ相談対応の手引き	
2 敦賀市生きることの包括的支援庁内調整会議設置要綱	
3 自殺対策基本法	

第1章 計画策定の概要

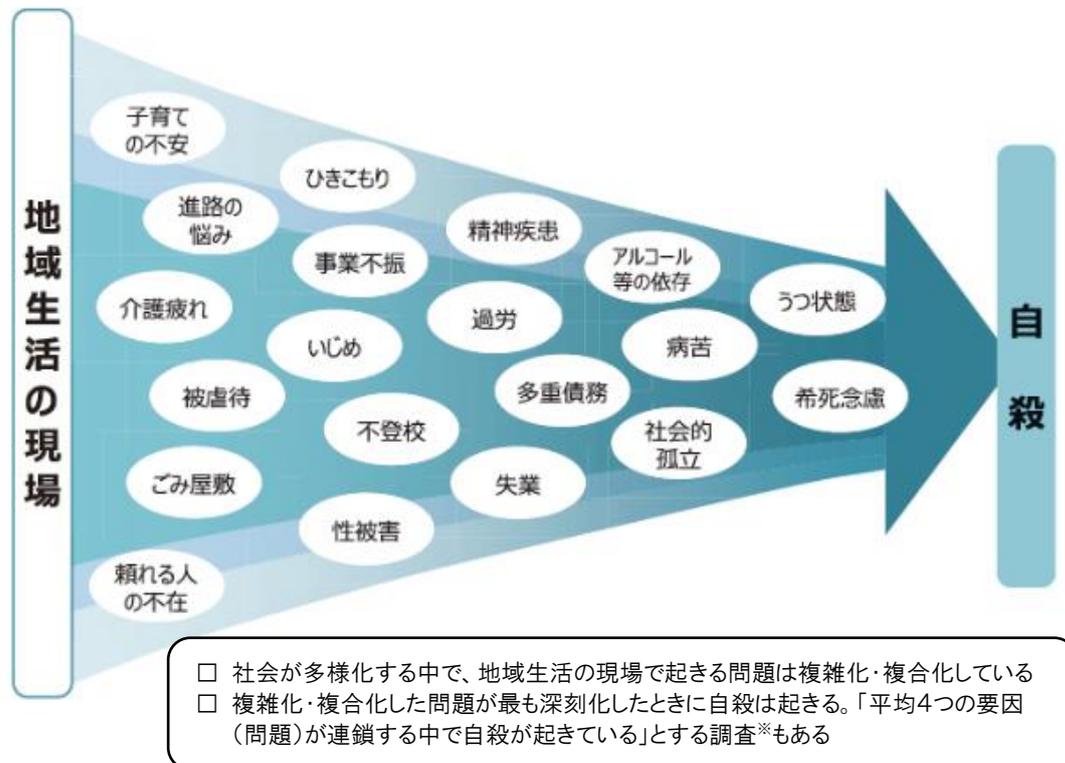
1 計画策定の背景と目的

平成28(2016)年3月に改正された「自殺対策基本法」において、すべての市町村に地域の実情を勘案した自殺対策に関する計画の策定が義務づけられたことから、本市のこれまでの取り組みを発展させた全庁的な取り組みとして自殺対策を推進するため「敦賀市いのちとこころ支援計画」を策定しました。

自殺対策は、生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることが重要です。

また、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因(自殺の危機要因イメージ図：図1参照)があることを踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進します。

＜図1＞ 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



※自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)

2 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項の規定により、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての市町村自殺対策計画を定めるものとする」とされており、本計画は、同法に規定する「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

なお、本計画は敦賀市総合計画を上位計画として、福井県自殺対策計画をはじめ、敦賀市地域福祉計画や健康つるが21、他の関連計画との整合性を図るものです。

3 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱においては、先進諸国の水準まで減少させることを目指して、令和8年(2026年)までに自殺死亡률을平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させ、自殺死亡률을13.0以下とする数値目標を掲げています。

本市においても、毎年の自殺死亡률을13.0以下とすることを目標とします。

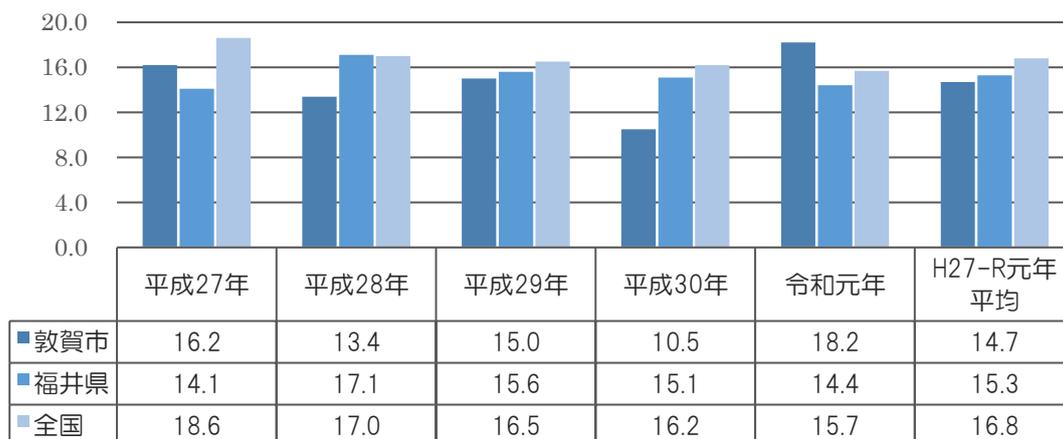
☆ 自殺死亡률とは $\text{年間自殺者数} \div \text{人口(10月1日現在)} \times 100,000$

第2章 敦賀市における自殺の現状と課題

1 自殺死亡率と自殺者数の年次推移

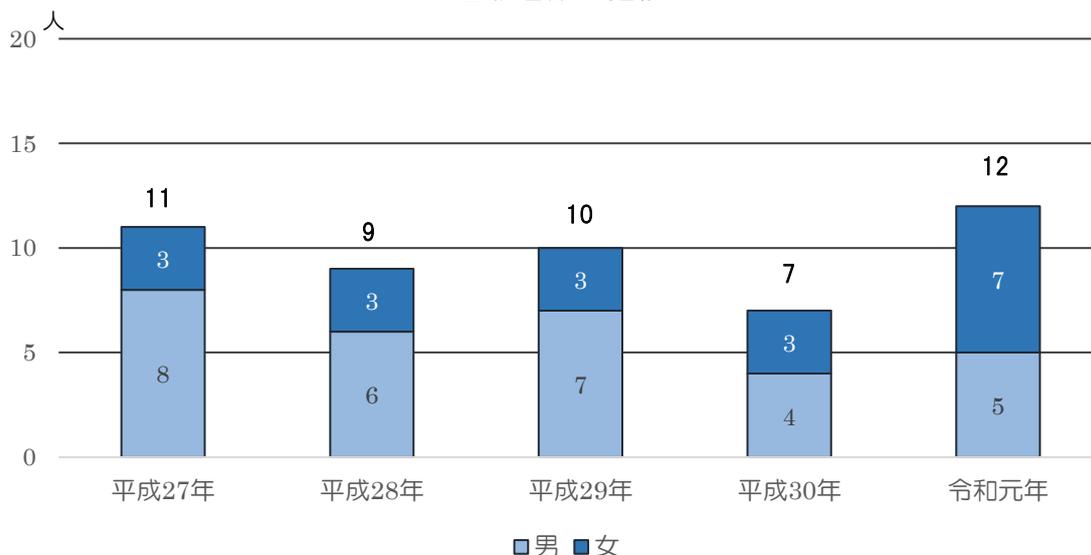
本市の自殺死亡率は、平成27年以降横ばいであり、5年間の平均は14.7であり、福井県平均の15.3、全国平均の16.8を下回っています。また自殺者数は、平成27年以降、10人前後で推移しています。

自殺死亡率の推移（人口10万人対率）



資料 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

自殺者数の推移

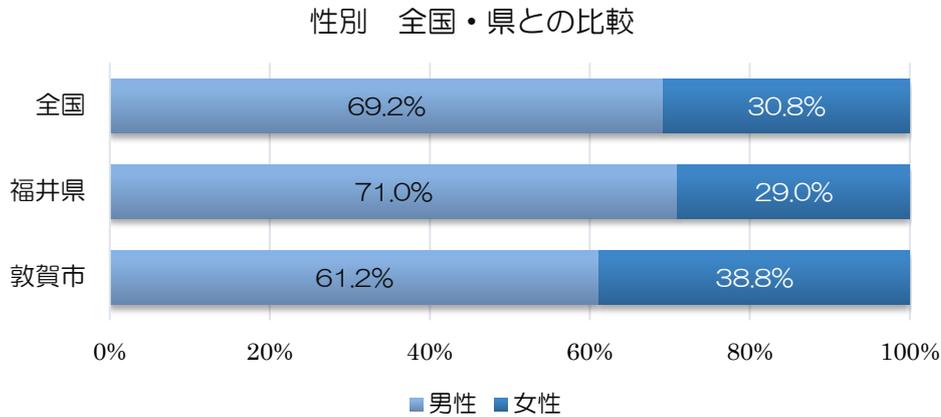


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

2 自殺の現状

(1) 自殺者の男女比（平成 27 年～令和元年合計）

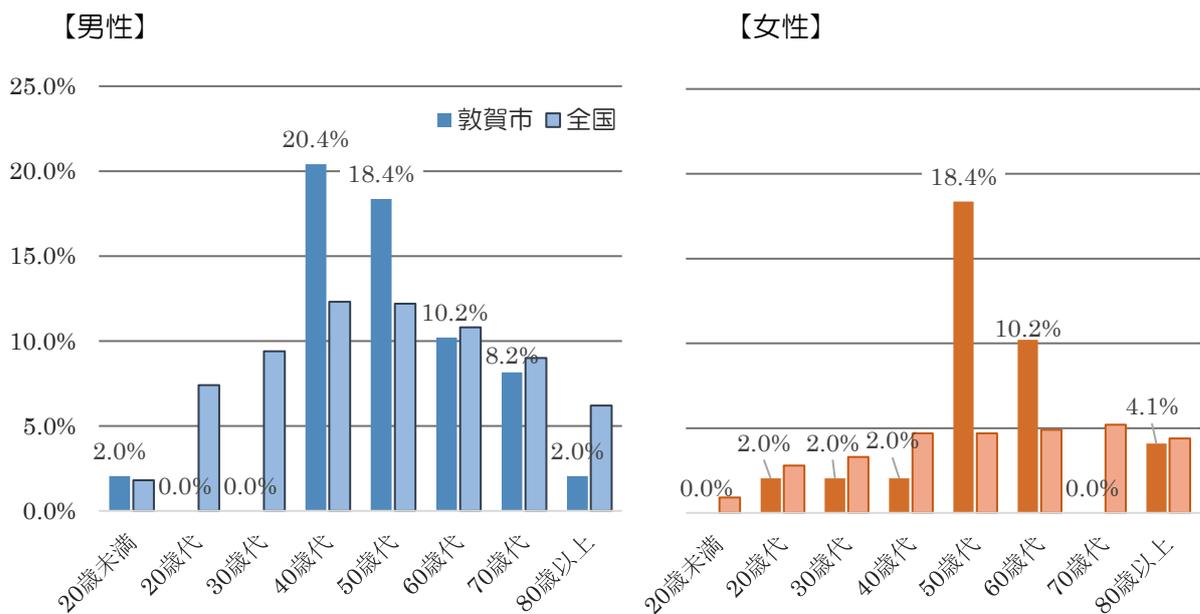
全国や県の自殺者の男女比は、男性が 7 割、女性が 3 割ですが、敦賀市は女性の割合が、全体の約 4 割となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

(2) 性別・年齢別の自殺者割合（平成 27 年～令和元年合計）

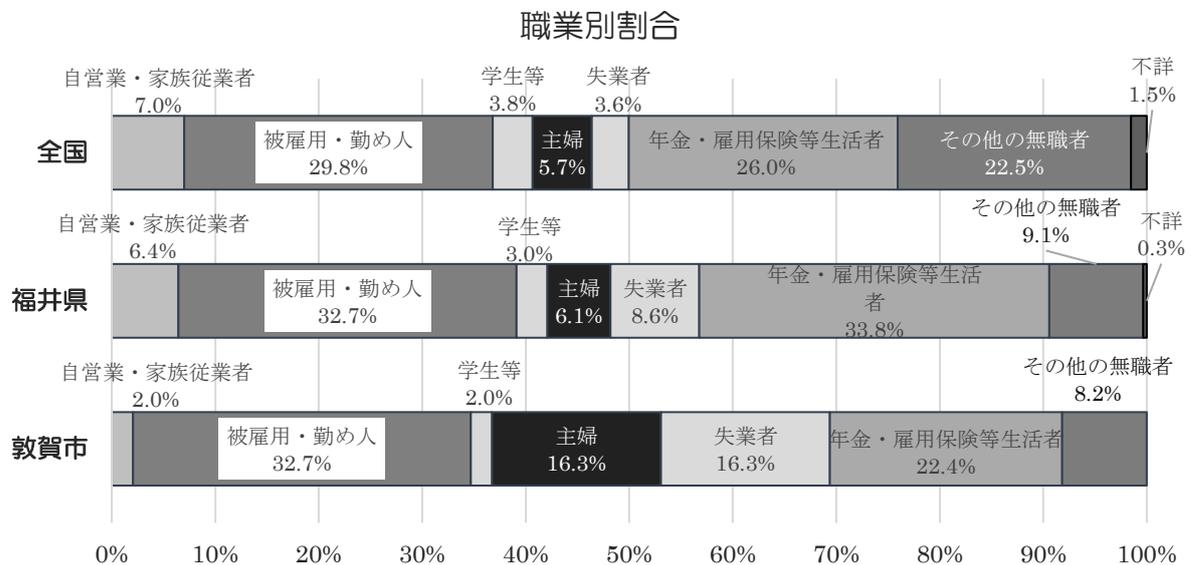
男性は 40～50 歳代、女性は 50～60 歳代の割合が全国平均より高く、若い年代層は低い傾向にあります。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

(3) 自殺者の職業（平成27年～令和元年合計）

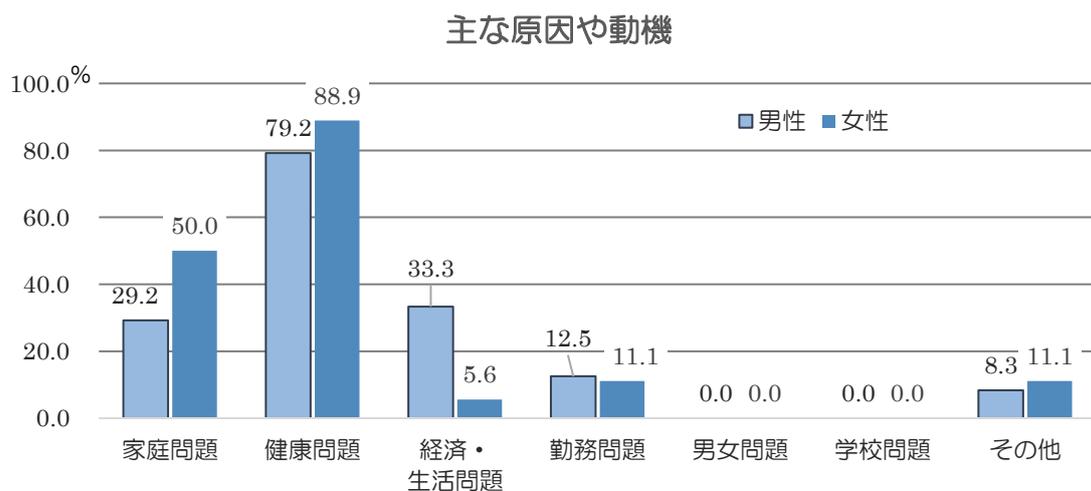
職業別でみると、有職者の割合が35%、無職の方の割合が65%となっています。全国や県と比較すると、年金・雇用保険等生活者の割合がやや低く、主婦や失業者の割合がやや高い状況です。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

(4) 自殺の主な原因・動機（平成27年～令和元年合計）

自殺の原因・動機は男女とも健康問題が最も多く、次いで男性は経済・生活問題、女性は家庭問題の順に多い状況です。



※地域における自殺の基礎資料では遺書などの自殺を裏付ける資料から、明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3種まで選択が可能となっている。

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

(5) 自殺者の自殺未遂歴の有無（平成 27 年～令和元年合計）

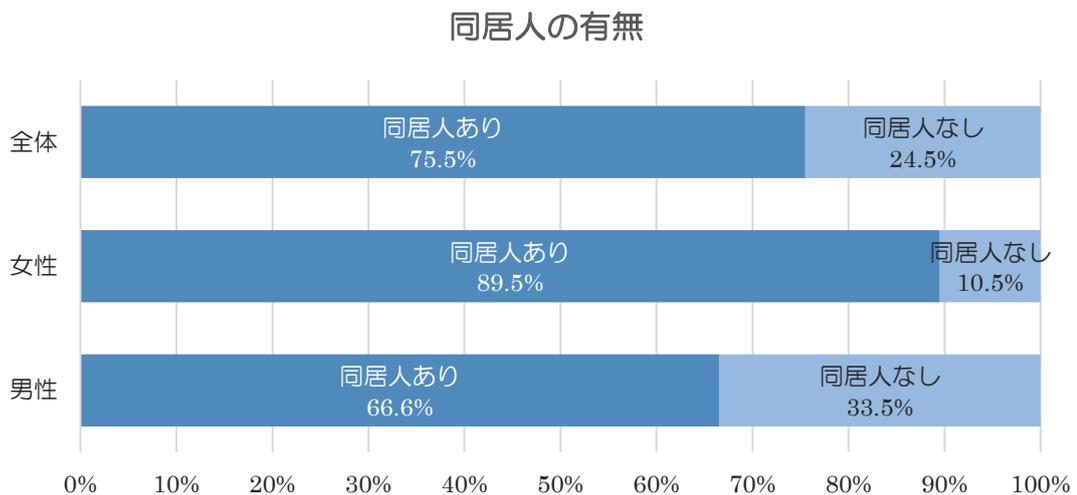
自殺者のうち 18.4%が自殺未遂を凶っています。

	あり	なし	不詳	合計
自殺未遂歴	9	25	15	49
割合	18.4%	51.0%	30.6%	100%

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

(6) 自殺者の同居人の有無（平成 27 年～令和元年合計）

自殺で亡くなった方の同居人の有無をみると、「同居人なし」の自殺者は全体の約 3 割で、約 7 割は同居人がいます。男女別でみると「同居人あり」の割合は女性より男性のほうが高い状況です。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

【敦賀市の自殺の現状】

- ① 自殺死亡率は年によってばらつきがあるが、5 年間の平均と比較すると、全国や県平均より低い状況
- ② 男女比は、男性が 6 割、女性が 4 割(全国や県は、男性が 7 割、女性が 3 割)
- ③ 年齢別割合は、男性は 40～50 歳代、女性は 50～60 歳代が高い
- ④ 職業では、有職者の割合が 35%で、主婦や失業者の全体に占める割合が全国や県に比べると高い
- ⑤ 原因・動機は、男女とも**健康問題**が最も多く、次いで男性は**経済・生活問題**、女性は**家庭問題**の順に多い
- ⑥ 自殺者の 75.5%は同居人がいる

3 自殺の特徴(地域自殺実態プロフィール)

国から「地域の自殺の特徴」として示された本市の特徴は以下のとおりです。性別、年代、職業、同居人の有無から自殺者が多い5つの区分が示されました。自殺対策において、自殺直前の「原因・動機」のさらに背景にある様々な要因に対応することが求められています。

敦賀市の主な自殺者の特徴(平成 27 年～令和元年合計)

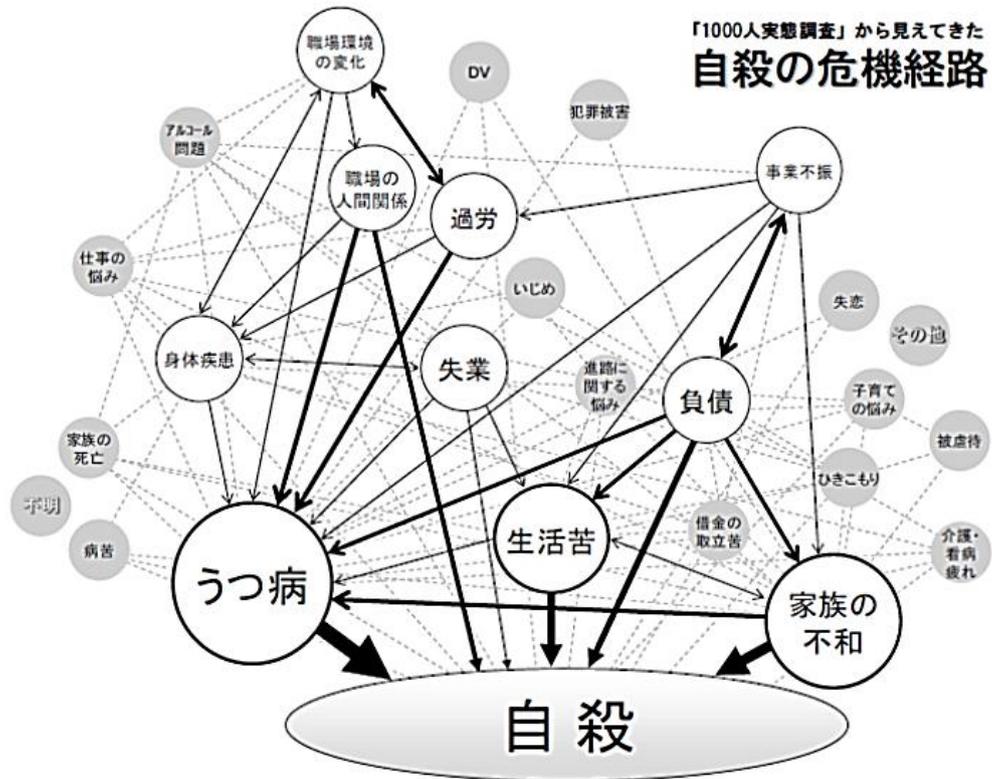
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
男性 40～59歳 無職 同居	8	16.3%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
女性 40～59歳 無職 同居	7	14.3%	近隣関係の悩み→家族間の不和→うつ病→自殺
男性 40～59歳 有職 同居	7	14.3%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
男性 60歳以上 無職 独居	6	12.2%	失業(退職)+死別・離婚→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性 60歳以上 無職 同居	5	10.2%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

(注)区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となります。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しています。

資料:自殺総合対策推進センター作成 敦賀市の地域自殺実態プロフィール(2020)

<図2> 背景にある主な自殺の危機経路

自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きている



資料:自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク)

第3章 いのちとこころを支える取り組み

1 対策を考える上での課題

自殺対策を推進するうえで、対策に関わる者が自殺の現状や課題として、次のような事項であることを共通認識し対応する必要があります。

自殺はその多くが「追い込まれた末の死」である

本市の自殺死亡率は、近年全国や県平均と比較して低い傾向にあります。年齢別・性別での自殺死亡率では、40～50歳代男性の値が高い状況にあることから、働き盛り世代や生活困窮者等の相談体制の強化等が必要になってくるものと考えます。

また、市民や地域、行政などの自殺対策に関わる者が、自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが心理的に「追い込まれた末の死」であり、防ぐことのできる死であることを十分に認識したうえで、情報の共有や地域におけるネットワークの構築など「生きることの包括的な支援」に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景には、「複数の要因」がある

本市の主な原因・動機別の自殺状況は、全国の傾向と同様、健康問題が最も多くなっていますが、自殺の背景には、1つの要因・動機だけでなく健康問題と家庭問題や、経済・生活問題と健康問題など複数の要因が複合的に重なり深刻化するといわれています。このことから、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点も含め、包括的に取り組むことが大切です。

また、包括的な取り組みにあたっては、内面的な心の問題だけを追うのではなく、死にたいほどつらい状況に追い詰められている問題を推察し、適切に対応できる人材の育成・確保が必要です。

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、その多くの人が不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していると言われていています。自殺を凶った人の家族や職場の同僚など身近な人でも自殺の危険を示すサインに気づき難い場合もあるので、市民一人ひとりの気づきを自殺予防につなげていくことが重要です。

2 基本施策と重点施策

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、地域における「いのちとこころの支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、生きることの包括的な支援として推進することが重要です。

このため、本市では、市内の各種相談窓口と福祉保健部局との情報共有や連携強化を中心として、悩みや問題を抱える人の問題解決に向け、市内の多様な既存事業から、より早い段階からの包括的・全庁的な自殺対策を推進していきます。

施策体系

基本理念	基本施策	施策項目
市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちをつくるが	地域におけるネットワークの強化	① 市内における関係各課の連携強化 ② 地域のネットワークを活用した連携強化
	いのちとこころを支える人材の育成	① 様々な職種を対象とする研修の実施 ② 市民を対象とする研修の実施
	市民への啓発と周知	① 広報やリーフレット等を通じた啓発と周知 ② 市民向け講演会や健康講座の開催
	生きることの促進要因への支援	① 生きることへの支援(居場所や活動の場づくり) ② 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援(様々な相談支援の実施)
	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	① 学校におけるいじめ防止対策の実施 ② 児童生徒や親への相談支援
	重点施策の対象者	無職者・失業者 就業者・経営者 生活困窮者 高齢者

敦賀市いのちとこころ支援関連施策

各課・各組織が実施している既存事業に自殺対策の視点を加え、関係部署間の連携により自殺対策を推進

※基本施策は、国が示す5項目であり全国的に実施することが望ましい項目であるため同様としている。

(1) 地域におけるネットワークの強化

★ 重点施策

市民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支えあえるネットワークづくりを推進します。

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内各課の窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

また、各課がもつ様々な地域とのネットワークにおいて、自殺対策の視点を加えて活動できるよう働きかけます。

① 庁内における関係各課の連携強化

取り組み事業	事業概要	担当
敦賀市生きることの包括的支援庁内調整会議	敦賀市いのちとこころ支援計画に関係する部署間の連携と協力により対策を総合的に推進するために連絡会議を開催します。	健康推進課 関係各課
敦賀市生きることの包括的支援ネットワークの研修	手引き等の活用により、悩みや問題を抱える人に対して包括的・継続的な支援を提供します。	健康推進課 関係各課

② 地域とのネットワークを活用した連携強化

取り組み事業	事業概要	担当
★ 地域福祉活動等支援事業	地域での見守り・支え合い活動、ボランティア活動を支援し住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを図ります。	地域福祉課
★ 地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談窓口として高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な機関と連携しながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援、ネットワークの構築に努めます。	長寿健康課
★ 敦賀市消費者被害防止ネットワークの運営	増加する特殊詐欺、悪質商法などの被害者で、自殺リスクが高いと思われるケースについて、早期支援につなげられるよう、関係機関の連携体制強化を図ります。	生活安全課

家庭児童相談事業	要保護児童等の適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、相談体制の充実を図ります。また、児童虐待研修会の実施や各種研修等により、普及啓発及び専門性の向上を図ります。	児童家庭課
----------	---	-------

(2) いのちとこころを支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。早期の「気づき」に対応できるよう必要な研修の機会の確保を図ります。【資料1】手引きの活用

① 様々な職種を対象とする研修の実施

取り組み事業	事業概要	担当
市職員の研修	職員に対し、メンタルヘルスに関する研修を実施します。	総務課
人権教育指導者研修会	各団体の委員、教職員、市職員、企業社員に対し人権教育指導者研修会を開催します。	生涯学習課
自殺対策予防研修会	住民からの相談対応を行う職員や住民を支援する関係職員や事業所従事者に対し、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者に適切な支援が実施できるように研修会を開催します。	二州健康福祉センター

② 市民を対象とする研修の実施

取り組み事業	事業概要	担当
ゲートキーパー研修会	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる(=ゲートキーパー)市民や関係職員が増えるよう、研修会を開催します。	健康推進課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	長寿健康課

(3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでもおこりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行います。

また、コロナ禍の影響により、自殺リスクが高まることもあり得る状況と認識し、積極的な普及啓発に努めます。

① 広報やリーフレット等を通じた啓発と周知

取り組み事業	事業概要	担当
相談窓口リーフレット等の作成・配布	庁内窓口や福祉関係機関、市内医療機関等に、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを配布し、周知を図ります。	健康推進課 各課窓口
「広報つるが」やホームページを通じた広報活動	自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)にあわせた「こころの健康」に関する啓発活動を行います。	健康推進課
こころの“気づき”シートの作成・配布	介護者の介護負担を把握し、相談・支援体制を強化するために「こころの“気づき”シート」を作成し、周知します。	長寿健康課

② 市民向け講演会や健康講座の開催

取り組み事業	事業概要	担当
健康づくり出前講座(こころ編)	こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講座を開催します。	健康推進課
【再掲】 ゲートキーパー研修会	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる(=ゲートキーパー)市民が増えるよう、研修会を開催します。	健康推進課
その他の講演会や啓発活動	様々な講演会やセミナーを通じ、市民全体の自殺予防(メンタルヘルス)の意識向上につなげます。 消費者教育/男女共同参画推進事業/DV被害防止啓発活動/人権啓発講座等	地域福祉課 生活安全課 市民協働課 等

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。「生きることの促進要因」への支援として、居場所や活動の場づくり、自殺リスクを抱える可能性のある人への支援を推進していきます。

また、コロナ禍での様々な生活環境や経済状況等を踏まえ、自殺リスクを抱える人に対し、「一人で悩まず相談」するよう呼びかけるなど、適切な相談支援に繋げていきます。

① 生きることへの支援(居場所や活動の場づくり)

取り組み事業	事業概要	担当
★ 認知症カフェ	認知症の当事者やその家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で気軽に集まることができる場を開設することにより、当事者の不安や介護者の負担軽減を図るとともに情報交換や気分転換ができる機会を提供します。	長寿健康課
介護やすらぎカフェ	在宅で介護している介護者が、負担を抱え込まず息抜きしながら介護が継続できるよう、介護者が相談したり、交流ができる機会を提供します。	長寿健康課
ハートフル・スクール	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の集団適応、自立を援助する学習・生活指導、その保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課
居場所づくりの促進と情報提供	孤立の恐れのある人を含め、個人と地域とのつながり、生きがいに結び付くことができるよう努めます。 障害者地域活動支援センター/地域ふれあいサロン/ 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業/いきいき生涯大学/ 地域福祉活動等支援事業/子育て支援事業/生涯学習推進事業 等	地域福祉課 児童家庭課 子育て支援センター 長寿健康課 生涯学習課

②自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（様々な相談支援の実施）

自殺の背景には、様々な要因が複雑に関係しており、一つの要因の解決では状況が改善されない可能性があることから、関係機関などとの連携が重要です。

取り組み事業	事業概要	担当
★ こころの相談	こころの相談や精神疾患についての困りごとや悩みについて臨床心理士、保健師等による個別相談を行います。	健康推進課
★ 介護相談	高齢者やその家族の悩みごとの相談や介護保険等に関する情報提供を行います。	長寿健康課
★生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮に陥っている方の相談・支援を行い、必要に応じて適切な支援先につなげます。	地域福祉課
女性相談	DV、家族・夫婦間の悩みなど様々な悩みを持つ女性からの相談に対し、女性相談員が相談内容に応じた支援を行います。	市民協働課
★ 消費者相談	消費生活上の困難を抱える方への相談対応や情報提供を行い、必要に応じて無料法律相談等の紹介などを行います。	生活安全課
【再掲】 家庭児童相談事業	要保護児童等の適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、相談体制の充実を図ります。また、児童虐待研修会の実施や各種研修等により、普及啓発及び専門性の向上を図ります。	児童家庭課
不登校児童及び保護者に対する相談	ハートフル・スクールにおいて、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課
家庭教育相談	青少年の悩み相談や家庭教育に関する心配事に対して、家庭教育相談員が電話や面談で応じます。	少年愛護センター
★ 就労相談	労働者の生活の安定や福祉向上を図るための資金を関係機関に預託し、労働者に融資します。	商工貿易振興課
悩みごと総合相談会	困りごとや悩みごとに対し、弁護士、精神科医師、臨床心理士、就労支援員、相談支援員、産業カウンセラー等の専門家や依存症の自助グループの代表者等による個別相談会を開催します。	二州健康福祉センター
心の健康相談	心の健康や精神疾患についての困りごとや悩みごとに対し、精神科医師・保健師による個別相談を実施します。	二州健康福祉センター

(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

① 学校におけるいじめ防止対策の実施

取り組み事業	事業概要	担当
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、毎月のいじめ調査、個別支援等を通じて、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に努めます。	学校教育課
電話相談カードの配布	不安や悩みを打ち明けられるように、電話相談の電話番号を記載したカードを児童生徒に配布し、相談先の情報提供を行います。	学校教育課

② 児童生徒や親への相談支援

取り組み事業	事業概要	担当
教育相談	ハートフル・スクールにおいて、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	学校教育課
【再掲】 家庭児童相談事業	要保護児童等の適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、相談体制の充実を図ります。また、児童虐待研修会の実施や各種研修等により、普及啓発及び専門性の向上を図ります。	児童家庭課
【再掲】 家庭教育相談	青少年の悩み相談や家庭教育に関する心配事に対して、家庭教育相談員が電話や面談で応じます。	少年愛護センター

3 敦賀市いのちとこころ支援関連施策一覧

(1) 地域におけるネットワークの強化

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
地域福祉活動等支援事業	・地域・町内での見守り・支え合い活動及びボランティア活動を支援し、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを図る。	▼ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。 ▼民生委員児童委員だけでなく、福祉委員等による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。 ▼いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことで、地域の自殺対策(生きる支援)に関わる人材を増やせる可能性がある。	地域福祉課
地域包括支援センターの運営	・高齢者の総合相談窓口として高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な機関と連携しながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援、ネットワークの構築に努める。	▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問を行っていることから、事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きていることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。 ▼地域の高齢者や家族が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、訪問やケース会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。 ▼介護負担と自殺との関係性について情報共有することで、高齢者の自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	長寿健康課
独居老人安否訪問事業	・おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者宅を民生委員が定期的に訪問し、安否の確認をするとともに心の交流を図る。	▼民生委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる可能性がある。	
交通指導員による街頭指導	・児童生徒の通学、下校時や交通安全県民運動時などの街頭指導を実施する。	▼交通指導員が通学時に児童生徒と毎日、顔をあわせることを通して、様子の変化に気づく役割を持ってもらい、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	生活安全課
敦賀市消費者被害防止ネットワークの運営	・増加する特殊詐欺、悪質商法などの消費者被害に対して、市、警察、市内の各関係機関が連携し合い、被害の未然防止や拡大防止を図る。	▼詐欺などの被害にあい、騙された自分が悪いと責任を感じ、相談する相手もおらず、一人で悩むことにより、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼騙される人が増えないように、関係機関と情報共有を行う。	
保幼小中連携	・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図る。	▼各園、各学校間で、園児・児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、家庭を支援することができる。	学校教育課 児童家庭課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
スクールソーシャルワーカーの活用	・社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどの対応を図る。	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒が自殺リスクを抱えている場合も想定されるため、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援に努める。	学校教育課
家庭児童相談事業	・要保護児童等の適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、相談体制の充実を図る。また、児童虐待研修会の実施や各種研修等により、普及啓発及び専門性の向上を図る。	▼要保護児童等の相談、支援体制作りを行う中で、自殺リスクを察知し、相談者を早期に発見し、関係機関につなぎ、自殺の予防に努める。	児童家庭課

(2) いのちとこころを支える人材の育成

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
自殺対策予防研修会	・住民からの相談対応を行う職員や住民を支援する関係職員や事業所従事者等に対し、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者に適切な支援が実施できるように研修会を開催する。	▼住民からの相談対応を行う職員や住民を支援する関係職員や事業所従事者等に研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者に対し、その職員が適切な支援を実施し自殺リスクを軽減させるとともに、生きることの包括的支援にもなりうる。	二州健康福祉センター・健康推進課
ゲートキーパー研修会	・自治体職員や関係職員、事業所従事者、住民等に対し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる(=ゲートキーパー)よう研修会を開催する。	▼市民や関係職員が研修を受講することで、自殺のリスクを抱えた方に早く気づいて早期支援につなげ、自殺リスクを軽減させるとともに、生きることの包括的支援にもなりうる。	
認知症サポーター養成講座	・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなる危険性もある。 ▼養成講座では、認知症サポーターがリスクの早期発見と対応等を学ぶことで、介護負担を抱える家族の「気づき役」としての役割を担うことができる可能性がある。	長寿健康課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
児童虐待防止研修会	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応等を目的とし、民生委員や市町要保護児童対策地域協議会等の関係機関を対象に児童虐待防止研修会を実施する。	▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因になるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は重要である。 関係機関に研修を実施することで、問題を抱える家庭の早期発見や早期対応が可能になり、自殺リスクの軽減につながり得る。	児童家庭課
人権教育指導者研修会	・各団体の委員、教職員、市職員、企業職員に対し人権教育指導者研修会を開催する。	▼現実社会にある差別を正しく知り、思い込みや偏見のない社会づくりを目指す。 ▼自分自身の差別性に気づき、人権に対する感覚を研ぎ澄ますことが、社会的弱者に寄り添う姿勢に繋がる。	生涯学習課

(3) 市民への啓発と周知

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
健康づくり出前講座(こころ編)	・こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講座を開催する。	▼出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。	健康推進課
自殺対策普及啓発事業	・市民に対して広報、リーフレット等の作成、配布をすることで、普及啓発を図る。	▼精神状態の改善、精神に関わる病気の予防及び悪化防止、相談先等の情報発信を行うことで自殺予防につなげる。	
緊急通報システム整備事業	・65歳以上のひとり暮らし高齢者の急病・災害時等に24時間365日体制で迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を貸与する。	▼装置の設置を通じて、ひとり暮らし高齢者の連絡手段を確保し、異変時に早期に状況を把握できるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。	長寿健康課
消費者教育	・消費者が特殊詐欺などの被害に遭うことを未然に防止するため、出前講座等を実施する。	▼消費生活上の困難を抱える人々は、様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼消費生活に関する困難や問題に直面しないように若年層に対する啓発活動や出前講座を開催することにより自殺リスクの軽減に寄与し得る。	生活安全課
男女共同参画推進事業	・男女共同参画を推進するための研修・講座、広報等を実施する。	▼男女共同参画を推進するための研修・講座、広報等を行う際、相談窓口の情報を掲載した資料を配布することによって、自殺予防の啓発活動ともなる。	市民協働課
DV被害防止啓発活動	・DV被害を防止するための啓発活動を実施する。	▼DV被害防止に関する啓発イベントや講座等において、相談窓口の情報を掲載した資料を配布することによって、自殺予防の啓発活動ともなる。	

(4) 生きることの促進要因への支援

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当	
生活保護に関する相談事業	<p>・生活に困った方の相談に応じる。</p> <p>・生活保護受給者の就労の相談支援や各種扶助を実施する。</p>	<p>▼生活に困った方の相談を受けることにより、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。</p> <p>▼生活保護受給者の就労の相談・支援により、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。</p> <p>▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。</p>		
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	<p>・生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的及び継続的に相談支援を行う。</p>	<p>▼生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的及び継続的に相談支援を行う。</p>	地域福祉課
	住居確保給付金の支給	<p>・離職や廃業などにより経済的に困窮し、住居を喪失または喪失する恐れのある者に対して、家賃の支援をする。</p>	<p>▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることなくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。</p>	
	一時生活支援事業	<p>・一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り宿泊場所等の提供をする。</p>	<p>▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。</p>	
	子どもの学習生活支援事業	<p>・困窮家庭の子どもの学力を伸ばし、生活習慣・育成環境の改善に関して助言する。</p>	<p>▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。</p>	
	就労準備支援事業	<p>・長期にわたり失業し生活習慣などに問題があり、求職活動が困難な者や就労経験がなく、一般就労にすることが難しい者に対し、一般就労に向けた訓練を行う。</p>	<p>▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業を連動、連携させることにより、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。</p>	
地域生活支援事業 地域活動支援センター	<p>・障がい者の創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により障がい者の居場所づくりを支援する。</p>	<p>▼居場所づくりを行うことにより、生活の中での問題等に起因する自殺の防止になり得る。</p>		

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
身体障害者及び知的障害者相談員の設置	・障害者本人や保護者等からの相談に応じる。	▼身体障害者相談員及び知的障害者相談員が相談の機会を設けることによって、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	地域福祉課
相談支援事業	・障害者(児)及びその家族に対し、日常生活等に関する困難な相談、必要な情報の提供等を総合的に行う。	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策を展開する上での基盤ともなり得る。 ▼相談の機会を設けることによって、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	
こころの相談	・臨床心理士、または保健師が相談者の相談に応じることでストレスの軽減を図る。	▼こころの健康に関するさまざまな相談に応じ、市民の精神状態の改善を図る。 ▼早期に相談を行うことにより、精神に関わる病気の予防を図る。また、相談内容に応じ早期に医療機関につながる治療を行うことにより、病気の悪化を防ぐ。	健康推進課
健康相談	・電話や対面等で市民からの健康相談に対応することで問題解決を図る。	▼相談に応じ、市民の精神状態の改善を図る。 ▼問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	
母子の相談事業(子育て世代包括支援センター)	・妊産婦に対し、新生児訪問、育児相談、発達相談など様々な場面で保健師等が相談を行うことで、不安の軽減を図る。	▼産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険があるため、産後の早期段階から支援することで、リスクの軽減を図る。また退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	
【再掲】家庭児童相談事業	・要保護児童等の適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、相談体制の充実を図る。また、児童虐待研修会の実施や各種研修等により、普及啓発及び専門性の向上を図る。	▼相談員が自殺に関する研修をうけ、自殺問題に関する視点を学ぶ。家庭児童相談活動の中で自殺リスクを察知し、相談者を早期に発見し、関係機関につなぎ、自殺の予防に努める。	児童家庭課
養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、育児・家事の援助又は養育に関する指導、助言等を行う。	▼対象となる家庭の親は育児に困難さを抱えている家庭が多く、自殺のリスクが高い傾向になると考えられる。訪問担当者が自殺に関する研修をうけ、自殺問題に関する視点を学ぶ。訪問活動の中で自殺リスクを察知し、早期に関係機関につなぎ、自殺の予防に努める。	

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
保育カウンセラー配置事業	・臨床心理士が保育園等を訪問し、発達障害等、発達に課題のある児童の保護者や保育者と相談を行う。	▼発達障害等をもつ児童の育児には保護者の負担が大きくなることもあるため、自殺リスクが高まる要因となりえる。相談活動の中で自殺リスクを察知し関係機関につなぎ、自殺の予防に努める。 保育カウンセラーが自殺に関する研修を受け、自殺問題に関する視点を学ぶ。	児童家庭課
子育ての悩み相談	・子育てに関する相談に対して、電話や来所にて対応する。	▼母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	子育て支援センター
利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)	・相談の中で必要に応じて子育てサービス等の情報提供や他機関との連携を行う。		子育て総合支援センター
介護相談	・高齢者やその家族の悩みごとの相談や介護保険等に関する情報提供を行う。	▼介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。	長寿健康課
認知症カフェ	・認知症の当事者やその家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で気軽に集まることができる場を開設することにより、当事者の不安や介護者の負担軽減を図るとともに情報交換や気分転換ができる機会を提供する。	▼認知症の当事者の不安や介護者の負担が自殺リスクにつながる場合もある。 ▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い(※)の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	
家族介護者負担軽減事業	・在宅で介護している介護者が、息抜きしながら介護が継続できるよう、介護者が相談したり、交流ができる機会を提供する。また、対象者への訪問により、介護者の介護負担軽減を行う。	▼在宅で介護している介護者の負担が自殺リスクにつながる場合もある。 ▼在宅で介護している介護者同士が交流したり、情報交換を行うことや訪問による介護者支援を行うことで、負担を抱え込まず息抜きができる機会となり、自殺対策にもなる。	
認知症介護のメール相談	・認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、メールでの相談を受け、必要に応じ関係機関につなぐ。また、認知症に関する情報提供を行う。	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。	

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
女性相談事業	・DV、家族・夫婦間の悩み、誰に相談したらいいかわからない悩みなど様々な悩みを持つ女性からの相談に対し、女性相談員が相談内容に応じた支援を行う。	▼DV、家族・夫婦間の悩み等は自殺の背景・原因ともなり得るものであり、相談窓口を継続することで自殺対策ともなる。 ▼各種専門機関との連携をとっており、相談内容により自殺に捉われている相談者を適切な専門機関へつなぐことで、自殺対策ともなる。	市民協働課
消費者相談	・消費生活に関する苦情や問い合わせに対して、相談を受け付け、解決のための助言や斡旋を行う。	▼消費生活上の困難を抱える人々は、様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	生活安全課
就学に関する面談	・特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定され、各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。	学校教育課
就学援助費及び、就学奨励費支給事業	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えたりする可能性が考えられる。そのため、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	
奨学育英資金貸付金貸付事業	・経済的な理由により、高校(高専)、大学(短大)の就学が困難な方に対し、資金を貸与する。	▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。 ▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。	
震災児童生徒就学援助事業	・震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助する。	▼援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの接点になり得る。	
学校職員ストレスチェック事業	・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。	
多忙化解消事業	・学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。	

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
ハートフル・スクール	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置する。 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施する。 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼適応指導教室の指導員が、不登校児童生徒の支援を行い、学校での悩み等を聞くことで、自殺防止に寄与する。 ▼不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようにすることで児童生徒や保護者の自殺リスクを軽減する。 	学校教育課
家庭教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の悩み相談や、家庭教育に関する心配事に関する相談に、家庭教育相談員が電話・面談で応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼学校以外の場で、専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることできる。 	少年愛護センター
生活安定資金応急対策融資	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者等の生活の安定や福祉向上を図るための資金を関係機関に預託し、労働者に融資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼融資を行うことで、労働者の自殺リスクの軽減にもなり得る。 	商工貿易振興課
勤労者生活安定資金融資	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者等の生活の安定や福祉向上を図るための資金を関係機関に預託し、労働者に融資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼融資を行うことで、労働者の自殺リスクの軽減にもなり得る。 	
中小企業経営安定資金融資	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者等の生活の安定や福祉向上を図るための資金を関係機関に預託し、経営者に融資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼融資を行うことで、経営者の自殺リスクの軽減にもなり得る。 	
小規模事業者特別資金融資	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者等の生活の安定や福祉向上を図るための資金を関係機関に預託し、経営者に融資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼融資を行うことで、経営者の自殺リスクの軽減にもなり得る。 	
職員厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の福利厚生を目的として、職員健康診断など各種事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼職員健康診断及びストレスチェックを実施することで、市民からの相談に応じる職員の健康維持増進を図り、自殺リスクを抱えた方への支援向上となり得る。 	
配偶者暴力被害者支援事業 (配偶者暴力相談支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等に対し、相談、緊急時における安全確保および一時保護、同行支援、自立に向けた情報提供・助言・関係機関との連絡調整、保護命令制度の情報提供・助言・連絡調整等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼配偶者からの暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、自殺危機の原因となりうる悩みである。DV相談の専門機関として専門の相談員が対応し、保護、自立支援することで、被害者の危機リスクの軽減につながる。 	二州健康福祉センター

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
婦人保護事業	<p>・DV被害者を含め、売春防止法に該当する女性、家庭関係の破綻、生活苦等で他に頼るべき機関がなく保護・援助を求めている女性、ストーカー被害者、人身取引被害者等、困難な問題を抱えている女性の相談援助、保護、自立支援を行う。</p>	<p>▼生活苦や家庭不和は、自殺リスクの危機要因である。解決困難な問題を抱えた女性の相談、保護、援助をすることで、自殺危機の軽減につながる。</p>	二州健康福祉センター
ママ・パパぼけっと	<p>・育児不安の解消を行うために、精神科医師、臨床心理士による個別相談、および、保護者同士のグループワークを実施する。</p>	<p>▼妊娠期や産後は育児への不安やストレス等から母親や父親の自殺リスクを高める可能性がある。早期の段階から専門家が関与し、必要な助言・指導を提供し育児不安を解消することで自殺リスクを軽減させるとともに、必要時には他の関係機関につなぐ等切れ目のない多様な支援を行うことで、生きることの包括的支援にもなりうる。</p>	
悩みごと総合相談会	<p>・困りごとや悩みごとに対し、弁護士、精神科医師、臨床心理士、就労支援員、相談支援員、産業カウンセラー等の専門家や依存症の自助グループの代表者等による個別相談会を開催する。</p>	<p>▼自殺は複数の要因が重なった時に起きやすいことから、9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間において、困りごとや悩みごとに対し、複数の専門家等に一度に相談できるよう個別相談会を開催することによって自殺予防につなげる。</p>	二州健康福祉センター
心の健康相談	<p>・心の健康や精神疾患についての困りごとや悩みごとに対し、精神科医師・保健師による個別相談を実施する。必要に応じて、事例検討会を実施する。</p>	<p>▼心の健康や精神疾患についての困りごとや悩みごとに対し、必要な助言・指導を提供することで自殺リスクを軽減させるとともに、必要時には他の関係機関につなぐ等切れ目のない多様な支援を行うことで、生きることの包括的支援にもなりうる。</p>	

(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容	担当
いじめ防止対策事業	<p>・各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、毎月のいじめ調査、個別支援等を通じて、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に努める。</p>	<p>▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。</p> <p>▼いじめ電話相談の電話番号を記載したカードを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。</p>	<p>学校教育課</p>
教育相談	<p>・ハートフル・スクールでは子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。</p>	<p>▼学校以外場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。</p>	<p>学校教育課</p>
【再掲】家庭児童相談事業	<p>・要保護児童等の適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、相談体制の充実を図る。また、児童虐待防止講演会の実施や各種研修等により、普及啓発及び専門性の向上を図る。</p>	<p>▼相談員が自殺に関する研修をうけ、自殺問題に関する視点を学ぶ。家庭児童相談活動の中で自殺リスクを察知し、相談者を早期に発見し、関係機関につなぎ、自殺の予防に努める。</p>	<p>児童家庭課</p>
【再掲】家庭教育相談	<p>・青少年の悩み相談や、家庭教育に関する心配事に関する相談に、家庭教育相談員が電話・面談で応じる。</p>	<p>▼学校以外場で、専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。</p> <p>▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることもできる。</p>	<p>少年愛護センター</p>

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の着実な推進にあたっては、庁内外の関係機関が有機的な連携を図ることが重要となります。個人情報の取扱いに十分留意しながら、情報の共有や包括的なアプローチを進め、自殺の要因となる複合的な課題の解決を図ることで、自殺対策を推進します。

また、本計画が敦賀市全体で実効性を持って推進されるためには、市民一人ひとりが自殺対策について関心をもち、意識を高めていくことが大切です。ホームページや市民との接点を持つ中で、周知・啓発を意識的に図っていきます。

2 計画の進捗管理

本計画の取り組み状況については、年度ごとに点検・評価を行い、敦賀市生きることの包括的支援庁内調整会議において協議し、計画の適切な進捗管理に努めます。

【資料1】

敦賀市いのちところ相談対応の手引き

Step 1 気づく

例えば、元気がない、表情が暗い、泣く、顔色が悪い、全体的に活気がない、などの様子。

※普段から本人のことをよく知っている人が、直感的に「いつもと違う」と感じる感覚は特に重要です。

Step 2 声をかける

「眠れていますか?」「体調は大丈夫ですか?」

※悩みを抱える人は、不眠で悩んでいる場合が少なくありません。

身体的不調を感じている人もいるので、体調を気遣う声かけも相談の入口としては適切です。

「お困りのことや悩んでいることがあれば一緒に考えさせていただきませんか?」

※抱えている困難を打ち明けてもらえるよう提案します。話を進めていくことで背景にある問題が見えてくることもあります。

相談があれば・・・

Step 3 話^に耳を傾ける・困っていることを聞く

相談に訪れたことへの労をねぎらい、感謝の言葉を伝えて、まずは聞き役に徹する。

(穏やかに聴き、本人のことを認める。責めたり、叱咤激励したりしない。)

多くの悩みを抱えているときは、優先順位や解決策を一緒に考える。

Step 4 関係機関につなぐ

① 相談内容を確認し、本人の同意を得た上で関係機関に連絡する。

※自殺企図を防ぐために絶対的な安全の確保が必要であるが、本人・家族が意思決定できない、あるいは本人が拒絶する場合には、相談担当者の判断で警察等に通報しなければならない時もあります。

本人に関係機関への相談を断られた場合、1回の相談で解決しようとせず、「一週間後にまた来てください」「来週まで様子を見て、また様子を聞かせてください」など次の見通しを伝えることが大切です。

② 関係機関に概要を伝え、対応を依頼する。

③ つなぎを受けた側は、必要に応じ、相談元に連絡を行い、相談の内容を再度確認する。

※「たらい回し」「丸投げ」にならないように十分に配慮し、相談機関の紹介だけにならないようにしましょう。

④ 関係機関につないだ後の対応状況等を確認する。双方が情報を共有し、今後の支援につなげましょう。

・窓口^に相談に来る人の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したらいいかわからない人、悩み事をたくさん抱えている人など様々な人がいます。

相手の話を聴きながら、その様子を観察し、必要な時には関係機関と協力しながら、問題解決のために一緒に対応することが大切です。

・相談対応で気になる点があれば、1人で抱え込まず上司や先輩と相談しましょう。

【資料2】

敦賀市生きることの包括的支援庁内調整会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策を全庁的な取り組みとして総合的かつ円滑に推進するために、敦賀市生きることの包括的支援庁内調整会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策の計画策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 自殺対策の普及啓発
- (4) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉保健部長とし、副委員長は健康推進課長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内作業部会の設置)

第6条 庁内会議は具体的な取組みを検討するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員が推薦する者と委員長が指名した者をもって組織する。
- 3 作業部会は、自殺対策推進に関する資料等の収集を行うとともに、本市の自殺対策施策について検討する。
- 4 作業部会の庶務は、健康推進課及び組織する者が属する課のうち、委員長が指名した課において処理する。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、健康推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表

1	福祉保健部長
2	総務部 総務課長
3	企画政策部 市民協働課長
4	市民生活部 生活安全課長
5	産業経済部 商工貿易振興課長
6	教育委員会 学校教育課長
7	生涯学習課長
8	福祉保健部 地域福祉課長
9	児童家庭課長
10	長寿健康課長
11	健康推進課長

【資料3】

自殺対策基本法

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負

担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。